

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	重度心身障害者等医療費助成に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上市町は、重度心身障害者等医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上市町長

公表日

令和8年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者等医療費助成に関する事務
②事務の概要	上市町重度心身障害者等医療費助成条例(昭和58年上市町条例第1号)に基づき、上市町に住所を有する重度心身障害者等に対し、福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成するもの。 具体的な事務の内容としては、受給資格の登録・更新、受給資格者証等の交付・再交付・返還、福祉医療費請求書及び償還払い申請書の発行、各種福祉医療費の助成であり、これらの事務の確認作業等において、個人番号を利用する。 番号法においては、第9条第2項に基づき、重度心身障害者等医療費助成に関する事務に個人番号を用いることになる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①請求書や申請書に関する確認 ②受給者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認
③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム及び中間サーバー、総合福祉システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者等医療費助成ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上市町総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0353 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 電話番号:076-472-1111 ファックス番号:076-472-1115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、年に一度は特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施し、人為的ミス発生の原因や対策等に関する教育を行っている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	上市町特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施錠可能な書棚等への保管を徹底し、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する等の対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5評価実施機関における 担当部署(②所屬長)	町民課長 堀内英一	町民課長 酒井紀明	事後	人事異動による変更
平成29年7月3日	II-1しきい値対象人数、2取扱 人数(いつ時点の計数か)	2016/1/1	2017/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成30年7月2日	I-5評価実施機関における 担当部署(②所屬長の役職)	町民課長 酒井紀明	町民課長	事後	様式の変更によるもの
平成30年4月2日	II-1しきい値対象人数、2取扱 人数(いつ時点の計数か)	2017/4/1	2018/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成31年1月1日	IVリスク対策	—	(追加様式)	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	II-1しきい値対象人数、2取扱 人数(いつ時点の計数か)	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年3月1日	II-1しきい値対象人数、2.取 扱者数(いつ時点の計数か)	2019/4/1	2021/3/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年9月1日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携(②法	【情報照会・提供の根拠】 番号法第19条第9号及び第14号	番号法第19条第9号 上市町行政手続における特定の個人を識別す	事後	記載内容の見直し及び根拠法 の改正によるもの
令和3年9月1日	II-1しきい値対象人数、2.取 扱者数(いつ時点の計数か)	2021/3/1	2021/9/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和7年2月26日	IV-8人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	IV-8人手を介在させる作業 (判断の根拠)		上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づ き、特定個人情報の入手から保管・廃棄までの	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	IV-11最も優先度が高いと考 えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	IV-11最も優先度が高いと考 えられる対策		上市町特定個人情報取扱マニュアル及び特定 個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	事後	様式の改正によるもの
令和7年5月26日	II-1しきい値対象人数、2.取 扱者数(いつ時点の計数か)	2021/9/1	2025/5/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和8年4月1日	③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム及び中間 サーバー	総合福祉システム、宛名管理システム及び中間 サーバー、総合福祉システム(ガバメントクラウ ド上の標準準拠システム)、宛名管理システム (ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	システムの標準化によるもの
令和8年5月1日	II-1しきい値対象人数、2.取 扱者数(いつ時点の計数か)	2025/5/1	2026/5/1	事後	定期的な見直しによるもの